JAL被解雇者勞働組合(JAL爭議回)

info@jhu-wing.main.jp

https://jhu-wing.main.jp/

第4回(4月19日) 団交(拡大事務折衝)報告ダイジェスト(その2)

「解雇の必要はなかった!!」

動かぬ証拠!

2010 年度 JAL グループ安全報告書 (2011 年 7 月公表)

【JHU】「解雇の必要はなかった」ことは稲盛元会 長も認めたこと。会社として「解雇は必要なか った」という認識でいいか。

《会社》それも含めて、その後の判決で有効性が支 持されたと思っている。

【JHU】判決はこんな酷い解雇を有効だと認めた、 如何に判決が酷かったかという話だ。これは判 決の話ではない。会社は「必要がなく解雇をし た」という認識があるのかという質問だ。

《会社》最終的には有効だったということだ。

【JHU】「2010 年度 JAL グループ安全報告書」は 2011 年 7 月に会社が出したものだ。これは解 雇が必要なかったという明確な証拠だ。



《会社》会社は必要だったと思っている。

【JHU】稲盛発言は間違っていたと言ってるのか。 《会社代理人》稲盛さんの発言は稲盛さんの発言だ。

「必要もなく解雇」した会社は 社会的な責任から逃れることはできない!

= この 11 年間にパイロット 397 名、客室乗務員 6,205 名以上を採用=

会社: 会社の業績回復に応じて欠員が生じれば補充していきますよ

組合: では、2012年に客室乗務員の採用が始まった頃になぜ私達を

戻さなかったのか?」

【JHU】では、会社の「安全報告書」の数字は何だ。

- 《会社》「安全報告書」は 2011 年 3 月 31 日付けの 人数を報告しているだけだ。
- 【JHU】整理解雇後の在籍人数だ。人員削減の目標は別に説明されている。解雇の必要がなかったという証拠ではないか。
- 《会社》報告書の中に必要がなかったと書かれてはいない。

【JHU】何を言っているのか。

《会社》・・・・

- 《会社代理人》全部含めて、整理解雇の有効性は裁判所でハッキリ確認されたということだ。
- 【JHU】「裁判は裁判」と植木会長が言っている。
- 【JHU】そこが法的な責任から逃れられるかもしれないが、社会的責任からは逃れられないという話だ。

- 《会社代理人》社会的責任は範囲が漠として良く理 解できない。
- 【JHU】「必要なかった」と言われて解雇され未だに解決しない。12年だ。人権侵害以外の何物でもない。この間にパイロットは397名、客室乗務員は6205名以上採用している。
- 《会社代理人》それはその後の変動だ。会社の業績 回復に応じて、欠員が生じればそれは補充して いきますよ。
- 【JHU】では2012年に客室乗務員の採用が始まった頃、なぜ私達を職場に戻さなかったのか。
- 《会社代理人》それは会社の方針でしょう。
- 【JHU】だから世界の常識からも、ILO 勧告から も外れていると言われるのだ。

代理人が不勉強で"強弁"されては困る!!

- 《会社代理人》ILO166 号勧告って、僕は不勉強で 覚えてないが何年に出されたものか。
- 【JHU】1982 年だ。日本政府、使用者側、労働者側の代表者三者が替成して採択された。
- 《会社代理人》昭和57年だとするとその後、日本 国内で整理解雇は多数あったが、ILO勧告に 従って再雇用したケースはあるのか。
- 【JHU】何を言っているのか。日本航空の話をしてる。
- 《会社代理人》ILO は不変的に従うべきものだと 言うのであれば、日本航空も他にあれば従うべ きではないかと言っている。
- 【JHU】日本航空はグローバルな企業だ。見本を示すのがあなた方の役目だ。
- 《会社代理人》わかりました。事例がないんだね。 国内では。
- 【JHU】他の会社がやってないから、うちもやらないと言ってるのか。「必要もなく」165人の首を切って、12年も解決しない。他の会社がやらないことをやってる。
- 《会社代理人》発言の趣旨を歪曲しないで。事実関係を確認しているだけ。あなた達が ILO の百

- 80何号(組合注:166号)を強調されるから、 それが何年に出されたもので、その後、日本国 内でそれに従ったっていうことで対応したと ころが・・
- 【JHU代理人】4度のILO勧告はJALを名宛人 として出されている。JALにしか出されてな いから他社は関係ない。
- 《会社代理人》ILO166号が1982年だという前提に僕はずっと聞いてたんだけどね。それを僕は不勉強で覚えていなかったものだから・・
- 【JHU 代理人】労働組合が ILO へ申し立てて、 2012年6月15日に第1次、2013年10月30 日に第2次、2015年11月12日に第3次、2018 年11月に第4次と、ILOは4回勧告を出して いる。
 - その中で、1982年のILO166号勧告があり、 新規採用をする場合には、整理解雇した人たち から優先雇用ということが、ILO から勧告さ れている。
- 《会社代理人》だったらそういう風に言ってもらわないと。166号が強調されて今までやってきたかそればっかりが頭に入っていてね。

次回団交で答えて頂く!!

2012年から2018年まで会社方針で新規採用するとき、 なぜその時点で整理解雇者に「戻るか」と声をかけな かったのか?

- 【JHU 代理人】今「それは会社の方針だ」と仰ったが、その方針は何だったのかお聞きしたい。
- 《会社》特早退と希望退職者は、JAL グループへの再就職はしないという前提が当時はあった。それが続いている中での2012年の採用再開で、その後2018年にその前提を解いて、対象から排除しない、受ける方は受けて下さいという流れだ。
- 【JHU 代理人】特早退と希望退職者は、その前提で、合意のもとに雇用契約を解除した。一方、整理解雇者は会社の一方的な解雇なのでその縛りはない。であれば、会社の方針で新規採用する時に、なぜその時点で整理解雇者に「戻るか」という声をかけなかったのかお聞きしたい。それは最高裁の地位確認の会社の勝訴判決とはまた別の話だ。
- 《会社》そこは 2018 年以降、経験者採用があれば 対象となるとお伝えしている。

- 【JHU】その間、12 年から 18 年までの間はどう だったのか。
- 《会社》それまでは対象としないというのが会社の 方針だ。
- それが続いている中での2012年の採用再開で、【JHU 代理人】何故、そういう方針だったのかを その後2018年にその前提を解いて、対象から お聞きしている。
 - 《会社》なぜって、、、そういう方針だった。
 - 【JHU代理人】方針には理由がある。理由もなく そういう判断はしない。もしていたとしたら、 それはそれで問題だが。
 - 《会社》方針というか、2010年当時は、多くの特早退・希望退職者の方にお辞め頂いている。その流れの中で、破綻当時やむなく辞めていった方々には、グループとして採用しないという方針が続いてたけれど、18年に変更して・・・
 - 【JHU】そんなことを聞いているのではない。こ の質問には次回の団交で答えて頂く。